

教育委員会会議録

(定例会)

平成31年2月28日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|---------------|----------|
| 1 | 期 | 日 | 平成31年2月28日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 教育長 |
| | | | 委員 | 細田 眞由美 |
| | | | 委員 | 石田 有世 |
| | | | 委員 | 野上 武利 |
| | | | 委員 | 武田 ちあき |
| | | | 委員 | 柳田 美幸 |
| 5 | 欠 | 席 | 委員 | 教育長職務代理者 |
| 6 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 管理部長 | 矢部 武 |
| | | | 学校教育部長 | 平沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹居 秀子 |
| | | | 教育総務課長 | 高木 泰博 |
| | | | 教育財務課長 | 栗原 章浩 |
| 7 | 会 | 議 | 録署名委員 | 野上 武利 |

8 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 1名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。
本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。
なお、本日の議案のうち、報告第1号は、緊急に処理する必要がある
と認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま
市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時
代理いたしましたので御報告するものでございます。
本日の会議の順番ですが、報告第1号、議案第18号の順に審議を
行うことといたします。
- 報告第1号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について及び
平成31年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
- 細田教育長 それでは、報告第1号について、事務局から説明をお願いします。
- 教育財務課長 それでは、報告第1号「平成30年度さいたま市一般会計補正予算
（教育費）について及び平成31年度さいたま市一般会計補正予算
（教育費）について」御説明させていただきます。
この報告の内容は、平成31年さいたま市議会2月定例会に追加提
出された、さいたま市一般会計補正予算議案の教育費部分となりま
す。緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとま
がなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。
始めに、提案理由から説明させていただきます。
今回の補正予算は、国の平成30年度第2次補正予算に伴い、その
対象事業である小・中学校のトイレ改修工事にかかる経費を、平成
31年度当初予算から平成30年度予算に前倒しする補正予算につ
いて市長に申出するものです。
このことに伴い、平成30年度予算を増額する補正と平成31年度
の当初予算を減額する補正を同時に行ないます。

それでは資料の4ページをお願いします。

こちらは平成30年度分の補正予算、つまり増額分の補正予算となります。

第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上段の歳入につきましては、国からの国庫補助金と、諸収入のうちの雑入を合わせまして2億7,196万9千円の増額をするものでございます。下段の歳出でございますが、小学校費と中学校費を合わせまして、11億4,312万円を増額補正するものでございます。

隣の5ページをお願いいたします。こちらの繰越明許費補正につきましては、先ほど申し上げました歳出の補正予算額すべてを翌年度に執行できるよう繰り越すものでございます。すでに議会で議決されている小学校、中学校各営繕事業の繰越明許費に今回補正分を上乗せするものでございます。

次に7ページの事項別明細書を御覧ください。

上段の歳入予算につきましては、国から前倒しで交付されることとなりましたトイレ改修工事にかかる補助金について、小学校分として1億5,153万5千円、中学校分として1億2,022万6千円、また工事に伴う施設光熱水費負担金20万8千円をそれぞれ30年度予算として計上する補正を行うものです。

下段の歳出につきましては、10ページの資料を御覧ください。

10ページ上段の小学校営繕事業でございますが、慈恩寺小学校外6校のトイレ改修工事を行うための経費です。平成31年度当初予算に計上されていた事業費を、改めて平成30年度予算に計上する増額補正を行うものです。補正額は6億3,242万6千円、予算上は平成30年度予算となりますが、事業スケジュールにありますとおり、平成31年6月から10月に工事を実施するため、補正額全額を繰越明許いたします。右上の財源内訳欄にありますとおり、財源は国庫支出金1億5,153万5千円、諸収入が11万2千円、市債が4億8千万円、残りが一般財源となります。下段が、南浦和中学校ほか5校のトイレ改修工事を行う経費で補正額は5億1,069万4千円です。小学校と同様の理由から全額繰越明許となります。財源は国庫支出金1億2,022万6千円、諸収入が9万6千円、市債が3億8,990万円、残りが一般財源となります。

11ページ以降は事業の前倒しによりマイナスとなります平成31年度補正予算の資料となります。

12ページを御覧ください。

歳入、歳出とも、平成30年度に計上いたしました予算額と同額を減額する補正予算となっておりますので、このページ以降の資料につきましては説明を省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

細田教育長 委員の皆様、御意見、御質問等はありませんでしょうか。
それでは、この件は終了といたします。

議案第18号 さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

細田教育長 続きまして、議案第18号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の16ページ、議案第18号「さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について」御説明いたします。

本議案は、職員のワーク・ライフ・バランスの充実及び公務能率の一層の向上を目的に、育児・介護・障害・業務上の都合を理由として、職員自らが勤務時間帯の変更を選択することができる早出遅出勤務制度を実施するため、さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正するものです。

本制度は、「しあわせ倍増プラン」等に位置付けられ、市長部局に合わせ、平成29年12月1日より試行導入し、その間に行ったアンケートの意見を踏まえ、平成31年4月1日から本格的に実施するものです。

制度の内容といたしましては、育児、介護、障害、業務上の都合の理由により、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業時刻を変更して勤務することができるものです。

早出遅出勤務のパターンについては、別紙下段に記載しておりますとおり、育児・介護・障害の場合は、4パターン、業務上の都合を理由にする場合は、16パターンの中から、職員が個々の事情に応じた勤務形態を選べるものとなっております。

説明は以上となります。

野上委員 市長部局の職員と教育委員会の職員とでは、時間外勤務にどの程度の差が生じていますか。

教育総務課長 市全体の時間外勤務時間数の平均と比較すると、教育委員会の時間外勤務時間数は少なくなっております。

武田委員 育児・介護・障害を理由とした場合と、業務上の都合を理由とした

場合とでは、取得できる勤務パターンに差があるようです。育児・介護・障害を理由とした場合に取得できるパターンを4つとした理由を確認させてください。

教育総務課長

勤務パターンを限定しているのは、勤怠管理を適切に実施できるようにするためでございます。なお、本制度の試行時にアンケートを行っており、その結果を踏まえて勤務パターンを設定いたしました。

細田教育長

それでは、議案第18号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後2時15分